

【資料1】

2013連合リビングウェイジ

1. 「連合リビングウェイジ」とは

連合リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものである。春季生活闘争において構成組織・地方連合会が到達水準を決定する参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側主張の根拠、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料として、広く活用されている。

最初に設定したのは2003年8月で、同年4月に埼玉県さいたま市において実施した調査にもとづき、「賃金ミニマム指標プロジェクト報告」として発表した。以降、2006年には宮崎県延岡市での調査により地方都市労働者のリビングウェイジを発表し、初回調査から5年経過した2008年6月に再度埼玉県さいたま市で調査を行い、改定した数値を同年9月に公表した。

前回2008年のさいたま市における試算から5年経過した2013年、物価の変動や生活スタイルの変化にも着目しつつ、2013「連合リビングウェイジ」を設定した。

2. 基本的な枠組み

(1) 試算にあたっての考え方

- ①労働者として健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保健・医療」に関わる費用
- ②暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」
- ③健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を費目ごとに試算する。
- 各費目については、大多数の労働者が利用・購入できるもので構成する。大多数とは、概ね7割以上の家庭が保有しているかどうかを判断基準の一つとする。
- 生活保護や特別な支援措置は受けないものとする。

(2) 世帯構成と生活設定

- 単身世帯 : 成人男子 (賃貸1K)
- 2人世帯 : 父+男子小学生 (賃貸1DK)
- 2人世帯 : 夫婦 (賃貸1DK)
- 3人世帯 : 父+女子中学生+男子小学生 (賃貸2DK)
- 3人世帯 : 夫婦+男子小学生 (賃貸2DK)
- 4人世帯 : 夫婦+男子小学生+男子小学生 (賃貸3DK)
- 4人世帯 : 夫婦+男子高校生+女子中学生 (賃貸3DK)

※ 2人世帯以上の夫婦は「夫が1人で働き、妻は専業主婦」を前提として設定。

3. 2015中小・パート共闘における最低到達水準と地方における相場波及の取り組み

連合は、格差是正、底上げ・底支えの機能に特化するべく、「最低到達水準」を設定し、その数値は雇用形態や業種を問わず、すべての労働者が最低限クリアするという考えから、連合リビングウェイジの単身世帯および2人(父子)世帯の水準としたので、構成組織は、連合リビングウェイジや産業実態を踏まえつつ、最低到達水準や、めざすべき到達水準目標を設定すること。

なお、地域ミニマム運動は、賃金実態を把握する極めて重要な取り組みであり、参加組合数の拡大に努めていく。その機能は、個別賃金実態調査による課題把握と交渉対策資料とするとともに、地場相場の形成に資するものとなる。中小の賃金水準は、地方の水準(地場相場)に少なからず影響されるため、地場の職種別賃金水準(特性値)の開示に注力し、地場における相場観を高める運動を進めていく。

2014年10月

2013年都道府県別リビングウェイジ
[単身世帯および2人世帯の最低生計費をクリアする賃金水準]

		修正した地域物価指数 *1 埼玉=100	単身世帯／ 自動車なし	単身世帯／ 自動車なし	単身世帯／ 自動車あり	2人世帯／ 父子・自動車なし	2人世帯／ 父子・自動車あり
			時間額(所定内) *2	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保
			円	円	円	円	円
1	北海道	94.6	890	145,000	191,000	197,670	242,670
2	青森	91.2	860	139,000	184,000	190,670	234,000
3	岩手	94.0	880	144,000	189,000	196,420	241,080
4	秋田	93.2	880	142,000	188,000	194,750	239,080
5	山形	96.7	910	148,000	195,000	202,170	248,170
6	宮城	98.9	930	151,000	199,000	206,750	253,830
7	福島	93.7	880	143,000	189,000	195,830	240,420
8	群馬	92.0	870	141,000	186,000	192,330	236,080
9	栃木	94.2	880	144,000	190,000	196,920	241,750
10	茨城	94.2	880	144,000	190,000	196,920	241,750
11	埼玉	100.0	940	153,000	202,000	209,000	256,560
12	千葉	100.6	940	154,000	203,000	210,330	258,170
13	東京	115.6	1,090	177,000	233,000	241,580	296,580
14	神奈川	107.3	1,010	164,000	216,000	224,170	275,250
15	山梨	95.6	900	146,000	193,000	199,750	245,170
16	長野	95.3	900	146,000	192,000	199,170	244,500
17	静岡	95.5	900	146,000	192,000	199,580	245,000
18	愛知	96.1	900	147,000	194,000	200,830	246,580
19	岐阜	91.2	860	139,000	184,000	190,670	234,000
20	三重	91.5	860	140,000	184,000	191,250	234,750
21	新潟	95.8	900	146,000	193,000	200,250	245,830
22	富山	94.0	880	144,000	189,000	196,420	241,080
23	石川	95.7	900	146,000	193,000	200,080	245,670
24	福井	93.4	880	143,000	188,000	195,250	239,750
25	滋賀	94.3	880	144,000	190,000	197,170	242,000
26	京都	102.9	960	157,000	208,000	215,080	264,080
27	奈良	94.1	880	144,000	190,000	196,750	241,580
28	和歌山	91.2	860	139,000	184,000	190,670	234,000
29	大阪	101.4	950	155,000	204,000	212,000	260,170
30	兵庫	99.0	930	151,000	200,000	207,000	254,080
31	鳥取	93.9	880	143,000	189,000	196,250	240,830
32	島根	95.0	890	145,000	192,000	198,580	243,830
33	岡山	95.0	890	145,000	192,000	198,580	243,830
34	広島	96.5	910	147,000	194,000	201,580	247,500
35	山口	92.1	870	141,000	186,000	192,500	236,330
36	香川	92.9	870	142,000	187,000	194,170	238,330
37	徳島	93.1	870	142,000	188,000	194,580	238,830
38	高知	94.1	880	144,000	190,000	196,750	241,580
39	愛媛	91.7	860	140,000	185,000	191,580	235,170
40	福岡	96.3	900	147,000	194,000	201,250	247,000
41	佐賀	92.1	870	141,000	186,000	192,500	236,330
42	長崎	95.1	900	145,000	192,000	198,830	244,080
43	熊本	93.1	870	142,000	188,000	194,580	238,830
44	大分	92.2	870	141,000	186,000	192,670	236,580
45	宮崎	90.3	850	138,000	182,000	188,830	231,750
46	鹿児島	92.8	870	142,000	187,000	194,000	238,170
47	沖縄	86.9	820	133,000	175,000	181,580	222,920

*1 2007「全国物価統計調査」の都道府県別民間借家世帯の物価指数における都道府県の相対的位置関係を、連合最低生計費の地域間格差(埼玉県を100)に引き直した。これに基づく都道府県の生計費推計値(月例賃金)は千円単位で四捨五入
ただし愛知県は家賃の県内格差が大きく、参考までに名古屋市のデータを示すと、修正地域物価指数100.2、月例賃金152,000円、時間額921円(所定内実労働時間数)／875円(法定労働時間数上限)となる

*2 2013「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均(163時間)で計算
(所定内実労働時間数＝総実労働時間数－超過労働時間数)